

千葉県立長生高等学校同窓会 会則

令和8年6月13日（会則一部変更）

第1条（名称および所在地）

本会は、千葉県立長生高等学校同窓会と称し、事務局を千葉県立長生高等学校内に置く。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の充実発展に寄与することを目的とする。

第3条（事 業）

本会は前条の目的のために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と啓発を図る各種行事の開催
- (2) 会員名簿の発行と更新
- (3) 同窓会報、ホームページなどによる情報の発信
- (4) 母校の教育振興、支援に関する事業
- (5) その他本会目的遂行に必要な事業

第4条（会 員）

本会は、上埴生学館開校以来、長生高等学校までの卒業生並びに当該関係者を以て会員とする。特別会員はこれら学校の現旧職員およびこれらに特別の関係ある者とする。

第5条（協力組織）

同期同窓会、地域同窓会、職域同窓会、部活 OB・OG 会等により構成される。これらの協力組織は本会の目的に沿って自主的、積極的に活動をおこない、その責任者、事務担当者に変更のあった場合には遅滞なくその旨を第6条（6）に規定する事務局に届け出る。

第6条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

会員中より選出する。会長は会務を統轄する。

- (2) 副会長 10名以内

会員中より選出し、そのうち7名は各地域同窓会の推挙したる者に会長がこれを委嘱する。また、会長が1名を委嘱する。他の1名は学校長を会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、うち会長の指名する1名は会長代行として会長事故ある時はこれを代行する。

- (3) 会計監査 2名

第8条(3)に規定する理事会で推挙したる者を会長が委嘱する。会計監査は会計を監査し、結果を総会で報告する。

- (4) 期別幹事 若干名

各卒業期より、原則として2名を会長が委嘱する。期別幹事は総会に出席し会務を審議する。

- (5) 理事 若干名

理事は期別幹事、地域同窓会、職域同窓会の中から選出し、会長が委嘱する。理事は第8条(4)に規定する各常任委員会に属し委員長と協力して適宜活動を行う。また、理事は理事会に議案の提出をすることができる。

(6) 事務局 事務局長 1 名、 事務局次長 2 名（内 1 名学校内）

事務局長は理事の中より会長が委嘱する。事務局長は会務、会計を掌握し、 第 8 条(2)に規定する三役会において議事を補佐する。また、学校長と相談の上、自己の職務を遂行する上で必要な補助者を長生高等学校同窓職員及び、理事の中から適宜選定して、職務の円滑な遂行に勤める。

(7) 顧問・参与 若干名

母校および本会に功績のあったものの中から三役会の審議を経て、会長は顧問、参与を委嘱することができる。顧問、参与は会長の依頼により本会の各種会議に参加して意見を述べることができる。

第 7 条（役員の任期）

本会役員の任期は 2 ヶ年とする。ただし、欠員を生じたときはこれを補充してその任期は残任期間とする。留任は妨げない。就任は決定後直ちに行う。

第 8 条（会 議）

(1) 総 会

総会は原則として毎年 6 月第 2 土曜日に開催し、業務執行状況、収支決算、予算執行方針、役員改選、会則の改定等について審議する。なお、必要な場合には、会長は臨時総会を招集することができる。

(2) 三役会

三役会は会長、副会長、事務局長から構成し、 本会の予算執行内容、主要行事の内容、委員会活動内容等の本会活動に関する重要事項について審議し、必要ある場合は審議を理事会に諮問する。加えて、理事会及び委員会を統括する。また必要に応じて、会長の依頼により理事等も意見を述べることができる。

(3) 理事会

理事会は三役会の役員及び理事で組織し、 原則として、業務執行状況、収支決算、予算執行方針、役員改選、会則の改定等の本会の運営に関する内容を総会に先立って審議する。また、会長から特定の事項に関して諮問を受けた際には、これを審議し会長に答申する。

(4) 委員会

本会に次の委員会を置く。

常任委員会として広報・会報編集委員会、天夢塾委員会、学校支援委員会

また、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

各委員会委員長、副委員長は同窓会副会長、もしくは理事の中から会長が委嘱し、実務の執行を行う。

1 広報・会報編集委員会は長高同窓会報発行業務および同窓会ホームページ作成および更新業務を担当し SNS 等を利用し同窓会の広報活動業務等を行う。

実務の執行責任を有する編集長は委員の中から選定する。

2 天夢塾委員会は同窓会員の中から適切な人物を選定し、天夢塾講師として学校側に推挙し、学校側と協力して、天夢塾を定期的に開催する業務を担当する。

3 学校支援委員会は学校の教育環境等の整備業務を担当する。

第 9 条（経 費）

本会の経費は、入会金、寄付金、その他収入を持って充当する。これらの収入はすべて基本金に積み立てて、この利子と当該年度入会者の入会金の合計額内を経費に充当することができる。なお、当該年度において経費

が不足した場合は、その不足分に限り基本金から充当することができる。ただし、特別の目的を以て募集した寄付金および寄付者より用途を指定されたものはこの限りではない。

第 10 条（入会金）

普通課程在籍者は、入学時に 3000 円を入会金として納入する。定時制課程在籍者は、卒業時に 3000 円を入会金として納入する。

第 11 条（寄付金）

寄付金は主に同窓会報に同封の振込用紙により納入することが推奨される、その他任意の方法によることも可能であり、納入期限は特に限らない。

第 12 条（会務の校長への委任）

会長は会務の処理にあたって、次の事項を副会長である校長に委任する。

- 1 会務処理に必要な起案文書の決裁に関すること
- 2 本会の支出入および預金等の管理に関すること
- 3 予算の範囲内における支出の決済に関すること

第 13 条（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日までとする。なお、毎年の予算、決算は総会において審議し、その承認を得るものとする。

第 14 条（会員資格の停止）

会員が法令違反などにより、処罰の対象になった場合などは、その事実が明らかになり次第、資格を停止することができる。

第 15 条

本会会則は総会の決議を経なければ変更することはできない。

会則の改定

平成 6 年 8 月 7 日、平成 8 年 8 月 4 日、平成 9 年 8 月 3 日、平成 10 年 8 月 1 日、平成 21 年 8 月 1 日、平成 23 年 8 月 6 日、平成 26 年 8 月 2 日、平成 28 年 8 月 6 日、令和元年 8 月 3 日、令和 2 年 8 月 8 日、令和 3 年 8 月 3 日、令和 7 年 8 月 2 日、令和 8 年 6 月 13 日 会則一部変更